

施設名：

和歌山市有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表(介護付有料老人ホーム)

指針項目	該当に○			備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目				
1 有料老人ホームの事業の用に供する土地及び建物について、事業の継続を制限する恐れのある抵当権等が設定されていないか。	適合	・	不適合	
2 借地又は借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針第5章の3～5に定めるすべての要件を満たしているか。	適合	・	不適合 ・ 非該当	
緊急時の安全確保のための項目				
3 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。どちらにも該当しない場合は、指針第7章の2に定める要件を満たしているか。あるいは指針第7章の3に該当する施設	適合	・	不適合	
4 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	適合	・	不適合	
5 緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図っているか。	適合	・	不適合	
6 消防法施行令に定める消防用設備等(延べ面積275㎡以下の施設においてもスプリンクラー設備は必要。)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合	・	不適合	
7 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	適合	・	不適合 ・ 非該当	
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目				
8 各居室は界壁により区分されているか。	適合	・	不適合	
9 すべての居室の定員が1人又は2人(夫婦部屋)であるか。	適合	・	不適合	
10 各居室の入居者1人当たりの床面積は13㎡以上(壁芯)であるか。	適合	・	不適合	
11 介護居室のある区域の廊下は、指針第6章の9(1)イ(カ)に定める要件を満たしているか。	適合	・	不適合	
12 入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	適合	・	不適合	
13 介護サービス等の提供に当たって、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行っていないか。(入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。)	適合	・	不適合	
14 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。	適合	・	不適合	
入居者の財産を保全するための項目 (※前払金として敷金のみを受領する場合は、非該当に○をしてください。)				
15 権利金等(礼金等を含む。)を受領していないか。	適合	・	不適合 ・ 非該当	
16 家賃等の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合(一時金方式)は、前払金の算定根拠を書面で明示し、必要な保全措置を講じているか。	適合	・	不適合 ・ 非該当	保全契約先：
17 入居後3か月以内の契約解除(死亡退去を含む。)の場合は、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を返還しているか。(初期償却0の場合のみ「適合」とする。)	適合	・	不適合 ・ 非該当	

※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。
 ※ 不適の項目についてはその具体的な状況のほか、代替措置がある場合はその内容について記入すること。